

神奈川県道路占用規則の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県道路占用規則（以下「本規則」という。）は、道路法、道路法施行令、道路法施行規則その他法令に定めるもののほか、道路及び道路予定区域の占用に関し必要な事項を定めた規則である。

本規則では、知事が施行する路面復旧工事等に要する費用について、消費税法第29条の税率と当該税率に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額を加えた額を徴収している。

このたび、消費税法が改正され、本規則で引用する同法第29条に、軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税率の規定（同法第2号）が新設され、令和5年10月1日に施行されることから、この内容を踏まえた改正を行う。

2 改正の概要

消費税法の一部改正に伴い、同法の引用規定（第10条第2項）を整備する。

3 施行期日

令和5年10月1日